

茨城県

育成会だより

第 151 号

令和 5 年 12 月 10 日
発行日
一般社団法人
茨城県手をつなぐ育成会
編集局
広報委員会
〒310-0851 水戸市千波町 1918
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内
☎ 029-243-3838
FAX 029-243-3854
URL <http://www.ibaikuseikai.com/>
e-mail iba-ikuseikai@bz03.plala.or.jp



開発した治具での作業



毎日の作業訓練の様子（ハンガー組み立て）



夏まつりでのよさこいソーラン踊り



自主製品の EM ボカシ作り

連絡先：常総市中妻町2643-1
電話：0297-22-9400

当センターは、請負作業などで利用者工賃を得つつ就労訓練を行っていますが、様々な部品組立など手先の使い方が苦手な利用者には大きな負担です。そこで、当センターでは作業を補助する治具を職員が作製し、利用者の負担軽減と作業効率化を図っています。
また、受託者である社協の事業とも連携して、支援を行っています。例えば、家計改善支援や日常生活自立支援事業の担当者と協力し、生活費管理や支払いなどが困難な利用者にアドバイスやお金の使い方を確認し、生活費を小分けに渡すなどです。毎月、利用者がしたいことと生活費との調整が難しく社協職員同士で悩みますが、小さな改善の積み重ねが大切と考え、協力しながら支援していきたいと思います。

常総市心身障害者福祉センターは、平成 2 年度の開館から市の直接運営を経て、平成 10 年度から常総市社会福祉協議会（以下「社協」）が管理運営を受託し、現在まで 25 年間運営しています。現在は、就労継続支援 B 型サービスを提供し、就労や生産活動の機会を提供し、季節の行事を通じて社会参加活動などの支援を行っています。

常総市心身障害者福祉センター 管理者 河田 吉達
治員開発や社協事業との連携による支援と就労を目指して



この印刷物は共同募金配分金が使われています

研修委員会研修会(9月22日開催)について

研修委員会委員長 嶋田 みち子

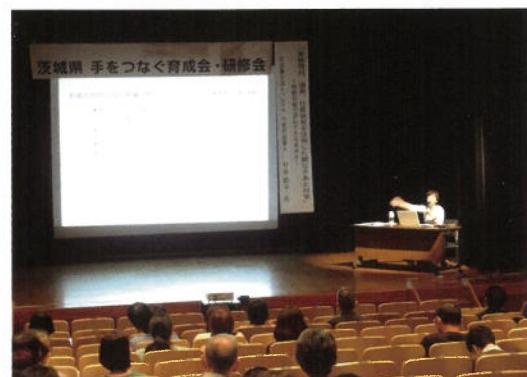
9月22日（金）にセキショウ・ウェルビーアイング福祉会館において、令和5年度研修会を開催しました。講師には司法書士法人ソレイユの代表司法書士である杉谷範子先生をお迎えし、「家族信託、遺言、任意後見を活用した親なきあと対策～相続対策で安心できる未来を～」と題してご講演いただきました。当日は、育成会会員の他、父母の会会員、特別支援学校の保護者、市町村障害福祉担当課、障害者支援施設・事業所より118名の参加があり、「親なきあと対策」への関心の高さが伺われました。

杉谷先生は、多くの事例を示しながら、時にはご自身が経験した遺産相続に関わる話を交え、分かりやすくご説明くださいました。また、講演資料内の重要な部分にはQRコードが付いており、更に詳しい情報を得ることができました。

親は「知的障害を持つ我が子には、親なきあとも現在と同じように幸せに暮らして欲しい」と願っています。しかし、親が高齢になり認知症等で判断能力が低下すると親自身のケアが必要となり、子のケアも出来なくなります。親の願いと課題を踏まえた上で、親が元気な間に準備しておくべきこととして、杉谷先生から次のような話がありました。

【親の願いと課題】（文中での子は知的障害を持つ子を示す）

- ・親が元気な間は親が子を見ていきたいが、子の成人後は「親権」がなくなり、子に判断能力がない場合は成年後見制度利用が必要になる。
- ・親が子の面倒を見ることが難しくなった場合は、信頼できる人や法人に子を託したいが、その前に親自身が認知症等で判断能力が低下すると、子のケアや財産管理ができなくなる。
- ・子のために財産を残したいが、子に知的障害のある場合は判断能力が不十分とされ、成年後見制度を利用しないと遺産の相続も放棄もできない。



【親が元気な間に準備しておくべきこと】

○お金のかからないこと

- ・親のお金を子の名義の口座に貯めない。子の名義のお金は成人以降、下ろせなくなる可能性がある。専門家が後見人となる可能性が高く、子のためにお金が使えないことがある。
- ・不動産の売却等は所有者の判断能力が必要であるため、子に不動産を相続させない。
- ・保険の受取人を子にしない。
- ・通帳を複数作成し、子の給与や年金受取と、親からの小遣い等を分けて管理する。
- ・マイナンバーカードを作成し、写真付きの身分証明書として提示可能な状態にする。
- ・印鑑登録をする（15歳以上は登録可能）。

○お金をかけても準備すべきこと

- ・子が18歳未満の場合は、子が成人する前に、親権を利用して親を後見人にする任意後見を結ぶ（親心後見）。
- ・遺言は自筆遺言（自宅保管または法務局保管）ではなく、公正証書遺言の作成が望ましい。
- ・贈与税のかからない家族信託を利用して子に財産を残す。親が元気な間に、不動産等の名義だけを親族（健常者の子等）に変え、信託契約を結ぶ。不動産の購買代金や賃料の受取人は、当初受益者（元の所有者である父親）、二次受益者（母親）、三次受益者（健常者・障害者の子）の順番になり、当初受益者が死亡の場合は二次受益者へ、二次受益者が死亡の場合は三次受益者へ受取人が変わる。

杉谷先生のお話を伺い、「我が子には、親なきあとも幸せに暮らして欲しい」という願いを実現するために、親は元気でいる時間を有効に使う必要があると強く感じました。知的障害の子が未成年の場合、親権を利用し親と子の間で任意後見（親心後見）を結び、成人の場合、残す財産金銭等は本人名義で残すのではなく、家族信託や商事信託等を利用して残すのが得策だと思います。そして、公正証書遺言等の作成に早めに取り掛かることも重要です。また、親自身の任意後見を健常な子や親族と結び、その中に親なきあとの障害の子の暮らし方を入れておくのも一案と考えます。



親なきあと対策は、子の障害の状態、家族環境、資産状況により異なります。それぞれの家庭にあった対策を講じる為には、様々な情報を集め、どの対策が我が家に合うかを見極めていくことが必要です。今回の研修会が、障害を持つ子の将来を見据えた準備のきっかけになればと思います。

第57回 手をつなぐ育成会関東甲信越大会 栃木大会に参加して

水戸手をつなぐ育成会 会長 田口 美博

令和5年11月18日土曜日、関プロ栃木大会が宇都宮市の栃木県総合文化センターで開催されました。茨城県からは隣接県ということもあり、39名の参加でした。水戸手をつなぐ育成会からの参加は2名でしたが、日立市手をつなぐ親の会ではバスを借り上げ、本人たちの参加を促し19名の参加となりました。

この大会のテーマは、「自分らしくこの地域で豊かに暮らしたい」です。

常日頃から親を含めた支援者は、知的障がいのある人たちが地域で暮らしていくためには「安心・安全」が大切であると耳にしますが、そのことは本人の視点ではなく、支援者からの視点であると考えています。この栃木大会では「知的障がいのある人が自分らしく地域で豊かに幸せに暮らしていくために」という本人目線の大会テーマで開催されるということでこの大会への参加を決めました。特に、「地域で豊かに暮らす」という考え方が好きです。この考え方方が実現できるように関係機関などが共に考え、その改善につながるよう共に行動することが重要です。



さて、前置きが長くなりましたが、アトラクション、大会式典、全体会の後、2つの分科会が開催されました。水戸手をつなぐ育成会からは根本副会長と2名での参加ですので、分科会は手分けをしての参加です。私が参加したのは第1分科会で、テーマは「障害のある人を守るために 育成会の活動を」でした。関哉直人弁護士の基調講演の後、田中正博さんがコーディネーターとなったシンポジウムでした。ご存知のように、田中正博さんは全育連の前専務理事（統括）だった方で、



現在は国立のぞみの園の理事長になられています。また、根本副会長が参加した第2分科会のテーマは、「教えて！私たちの子どもの卒業後の暮らし」です。菊地月香（らぎか）氏（社会福祉法人同愛会理事長）の基調講演の後、全育連の又村あおい常務理事兼事務局長がコーディネーターとなったシンポジウムでした。なお、又村あおいさんは全国区なので、既にご存知であると思います。



第1分科会は、コーディネーターの田中正博さんのほか、4名のシンポジストで、関哉直人弁護士、ぴーす＆ピース（たつの市手をつなぐ育成会会員、行政職員、市民の有志による知的障害啓発グループ）の矢野一隆氏、大田区立障がい者総合サポート

センター相談員の加藤永歳氏、社会福祉法人原町成年寮で支援員をしている天野峻介氏でした。

基調講演では、国連の障害者権利条約の対日審査総括所見により、特に知的障がいに関する深い分野として、教育では要請として「分離された特別な教育をやめること」、「インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮が保証されること」、「教育関係者へ障害者の人権モデルに関する認識を高める研修を行うこと」などが示されたとの解説がありました。また、地域生活支援では、「障害者の施設収容を廃止、グループホームを含む特定生活施設に住むことを義務付けられないようにすること」、「地域自立生活への移行に関する法的枠組み及び国家戦略の策定と都道府県への義務付け」などが強い要請として示されたことの解説がありました。

シンポジウムは、手をつなぐ育成会の啓発活動、障害のある人の恋愛や結婚などの「権利擁護について」が主な内容でした。特に印象に残ったのは、「手をつなぐ育成会」の啓発活動はもちろんのこと、「権利擁護と家族支援」についてでした。養護者による障がい者虐待を防止するためには、家族支援が重要であり、養護者自身の疾病、介護の負担、生活上の課題、経済状況、家族や親族の状況等を把握する視点が必要であるとのことでした。



また、第2分科会は、社会福祉法人同愛会 理事長菊地月香氏の基調講演の後、又村あおい事務局長をコーディネーターとして菊地月香氏、栃木市役所障がい福祉課障がい児者相談支援センター係長の厚木喬氏、社会福祉法人昴 理事長の丹羽彩文氏、国立のぞみの園看護師の根本昌彦氏のシンポジウムでした。

基調講演では、470名の職員を擁する栃木県内7市町村に38事業所を展開されている法人の理事長であり、入所施設の管理者でもある40歳半ばの女性の施設に関するお話をしました。サービスの対象は障がい者（知的、身体、精神の入所施設、GH、通所施設）、老人（特養ホーム、GH、デイ、訪問）、児童（ディサービス、保育所、学童）他、成年後見、権利擁護、等々で、地理的にバラバラなので大変とのこと。バリアフリーの温泉旅館なかが和苑も経営されているので、手をつなぐ育成会でも利用させていただきましょう！

シンポジウムは、地域生活支援拠点、行動障害や医療的ケアの必要な人の暮らし、障がいのある人の健康管理などの「暮らしについて」が主な内容でした。

特に印象に残ったのは、栃木市役所職員の厚木氏の説明による地域生活支援拠点事業「栃木市くらしだいじネット」の取り組みでした。だいじネットには5つの機能があり、①緊急時支援事業（事前登録制で全員の緊急時の受け入れ先が決定されています。登録をしていなくても利用可）、②一人暮らし体験事業（体験部屋有り、申請、利用計画の作成、バックアップまで）、③市内相談支援事業所へのバックアップ、④専門的人材の育成、⑤地域の体制作り等々を実施されています。栃木市は人口155,281人（令和5年3月31日現在）です。栃木市と比べて、みなさんのお住まいの市町村の地域生活支援拠点事業はいかがですか？私（水戸市在住）は衝撃を受けました。

終わりに、この関プロ栃木大会のテーマを実現するために、私たち親を含めた支援者は本人主体の活動と手をつなぐ育成会活動の原点にかえった取り組みをする必要があると、改めて認識した栃木大会でした。

育成会長活動日記

第4回

4年ぶりの再会

茨城県手をつなぐ育成会 会長 永井 立雄



新型コロナウイルスの感染拡大が10月に入ってやっと落ち着いてきたと思ったら、今度はインフルエンザが流行しています。実は私も8月に新型コロナウイルスに感染し大変な経験をしました。日頃からマスク着用、手洗いなどを励行しワクチン接種も受けているのですが逃れることはできませんでした。昨年は帯状疱疹も経験して徐々に自らの体力が衰えてきていることを感じています。

ところで、一般的に人は生まれてから死ぬまで大きく変化します。最初のうちは成長と呼ばれ、やがて成熟などと言われ最後は老化となります。だれもがたどるこの過程は障害のある子どもたちにも当てはまるのだなあと感じさせる出来事がありました。

先日、私が住んでいる日立市で障害のある人たちの運動会がありました。感染症蔓延のせいで3年間実施されず、実に4年ぶりの開催でした。この運動会に限らず、いろいろな交流行事もここ数年中止になっていましたので、市内の会員や他の障害者団体の皆さんとお会いするのは本当に久しぶりでした。

4年の歳月を隔てての再会は実に感慨深いものでした。見渡せば会員は年寄りばかりです。そしてその子どもたちも着実に4年分の歳を重ね、おじさんやおばさんになっていました。髪の毛が薄くなったり歯の本数が減ってしまったり、障害があっても老いは着実にやってくるのだと実感しました。毎日一緒に暮らしていると気づかない少しの変化も、一定の時間を置くと目に見える形になります。毎日鏡に映る自分の顔を特に気にもしませんでしたが、数年前の自分の写真を見て愕然としたことがあります。**障害のあるわが子（兄弟）の老いについても真剣に考えなければならぬと強く感じました。**

私たちみんながそうであるように、障害のある人たちも年を重ねるとともに今までできていたことがだんだん難しくなっていきます。日立市内の作業所では利用者さんの高齢化とともに作業が難しくなってきていることが話題となっています。障害者の日中の受け皿としての福祉作業所のあり方も今後変化していくかなければならないのかもしれません。

終活なる言葉を多く目にするようになりました。親なき後という言葉もずいぶん使われてきました。そして今度は、障害者の老い支度を始めなければならない時期にさしかかってきます。老人福祉に関しては様々な制度が用意されていますが、知的障害のあるお年寄りを支えていく社会の仕組みを整えていくことも大事だと思います。



県立勝田特別支援学校（ひたちなか市）

「一人一人の「やりたい」を大切にする活動づくり」

本校は、1979年に小学部・中学部の2学部、児童生徒145名で開校しました。現在開校45年目となり、小学部85名、中学部56名、高等部64名、訪問教育21名、合計226名（10月時点）の児童・生徒が在籍しています。

今年度は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取り組みとして、近隣住民の方々や商店、公共施設と連携した学習活動を継続して展開しています。取り組みの様子について紹介します。



写真1

○地域の方と遊ぼう（写真1）

佐野の和を推進する会の方と自己紹介やクイズ、昔遊びやゲームなどの活動を通じ交流を深めました。児童からは「紙飛行機の上手な作り方を教えてもらえた。」「また遊びたい。」などの感想が聞かれました。



写真2

○PTA主催夏まつり（写真2）

体育館中央に設置したやぐらの周りを「ひたちなか踊り」の曲に合わせて踊ったり、ゲームコーナーを楽しんだりと、保護者の方やボランティアの大学生と一緒に楽しい時間を過ごすことができました。



写真3

○株式会社マルト佐和店と、国営ひたち海浜公園とのコラボ作業学習（写真3、4）

株式会社マルト佐和店で、作業体験をしました。店内の様子を見学後、カートと買い物かごの消毒を行いました。「いらっしゃいませ！」「ありがとうございました。」等、自らお客様に声をかけながら仕事ができるようになってきました。

また、国営ひたち海浜公園内では松ぼっくりを拾う作業をしました。生徒からは、「形のいい松ぼっくりを見つけるのが大変だった。」と感想がありました。拾った松ぼっくりは、干支の地上絵の材料として使用されるそうです。



写真4

令和5年度主要行事予定表

月	日 (曜日)	行 事 予 定
12月	21日 (木)	令和5年度県育成会茨城大会 (ホテルレイクビュー水戸)
1月	15日 (月)	研修映画上映会 (コミュニティホール)
	27日 (土)	全育連・第8回全国大会愛媛大会 (~28日・愛媛県松山市)
2月	28日 (水)	総務委員会 (小研修室A)
3月		関プロ連絡協議会代表者会議 (オンライン)
		全国育成会フォーラム・行政説明会
		全育連・全国育成会代表者・事務局長会議
	19日 (火)	第4回理事会

島原手延べそうめん類 (夏期) の販売状況報告

今年度から、県育成会が実施した「めん類販売事業」について、会員の皆さんにご協力をいただき、誠にありがとうございました。

夏期めん類販売事業につきましては、18団体の皆さん（県肢連に加入している育成会を除く）にご協力いただき、表のとおりの売上等となり、還付金等は県育成会及び地域育成会の活動資金に充当させていただきました。

今後とも、夏期及び冬期のめん類販売事業に、皆さまのご協力をお願いいたします。



○令和5年夏期めん類販売事業実施状況 (合計 18団体)

売上金額	商品代金等支払額	地域育成会への還付金額	県育成会の収益額
719,900円 (合計 231個)	500,910円	91,225円 (送料を含む)	127,765円

(注) 「送料」は県育成会から地域育成会への配達費です。

編集後記

この前までの酷暑が嘘のように、日に日に寒さが増してきました。

我が家が山の中にあるせいか、夏から秋にかけて、大量発生しているカメムシたちと日々、格闘しておりました。

あの快適さの全てを失わせる激臭は凄まじいものです。

やっと、彼らも寒さに参っているのか、この戦いも終わりそうです。

寒さもありがたいものだと、カメムシに気づかされました。

敵ながらあっぱれ！

みなさんどうぞ、良いお年をお迎えください。 露久保 真依子

